

## 鳳凰山 168 号墓からみた前漢初の葬制

小 澤 正 人

### はじめに

湖北省荊州市は戦国時代楚の都城の所在地であり、関連する遺跡も多く発見されている。特に墓葬は、墓坑を地下深く掘り、棺槨を粘土で密封する構造もあって保存がよく、木漆器や衣類などの有機製品が腐食せずに出土する例も多い。このような墓葬は戦国時代に続く秦、さらには前漢時代にも発見され、葬制の検討に貴重な資料となっている。

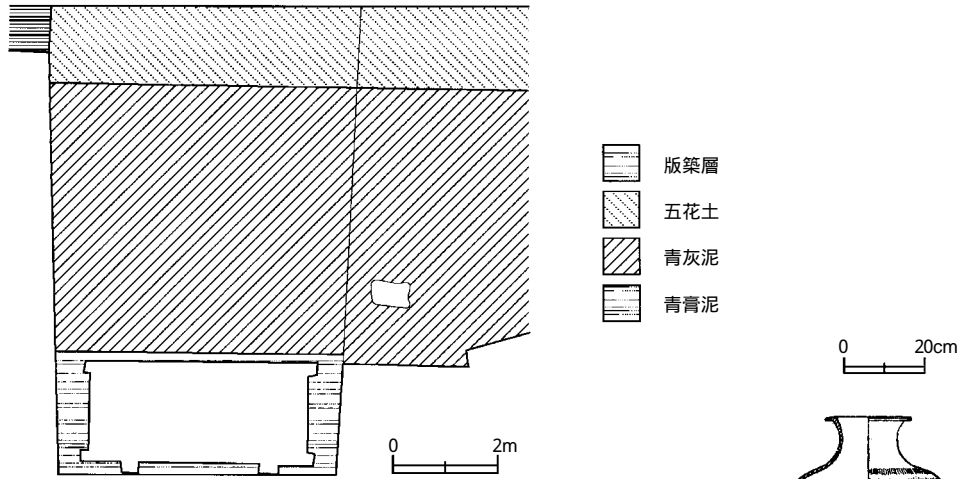
本稿で取り上げる鳳凰山 168 号墓もそのような墓葬の一つである<sup>1)</sup>。この墓葬の保存は非常によく、被葬者の死体は出土時にも弾力を保っており、解剖がおこなわれその病歴などにも検討が加えられたほどである。さらに墓室からは多数の簡牘が出土しているが、特に「遣策」と呼ばれる副葬品のリストが出土したことで、出土品と埋葬時の器物の比較が可能となり、墓葬の性格を考える上で貴重な資料となっている<sup>2)</sup>。

本稿ではこのような鳳凰山 168 号墓を取り上げて、前漢時代前期における葬制のあり方を検討することを目的とする。以下まず鳳凰山 168 号墓について概観してみたい。

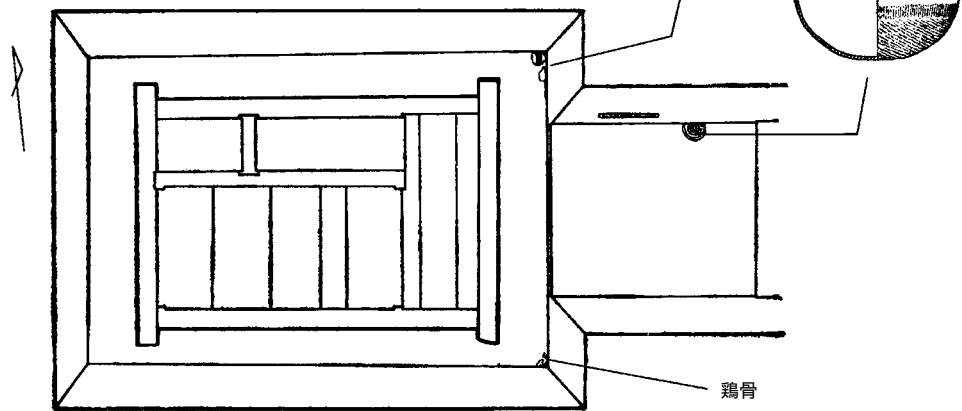
### 1 鳳凰山 168 号墓の概観(第1図)

戦国時代の楚の都であった紀南城東南隅には「鳳凰山」と呼ばれる微高地があり、戦国時代の建築物の基壇が分布する。秦漢時代になるとこの基壇を破壊

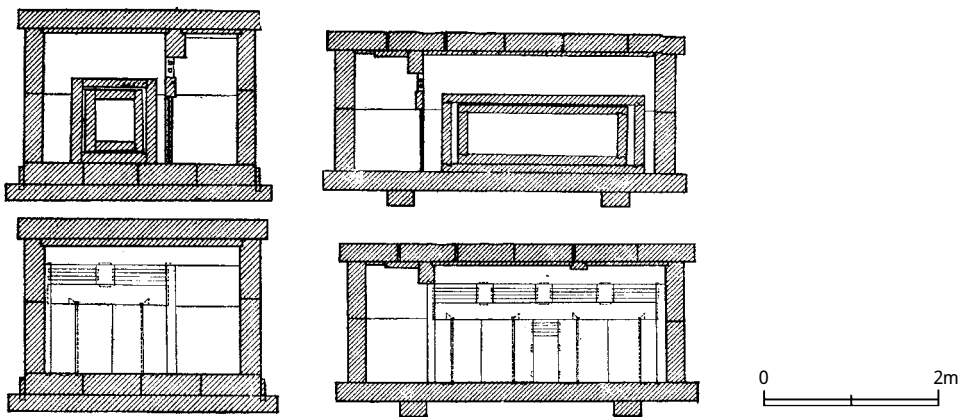
1. 墓坑断面図



2. 墓室平面図



3. 槨室と木棺



第1図 鳳凰山168号墓の構造

するように墓葬が造られ、その数はボーリング調査によると 180 基にのぼっている。鳳凰山墓地では 1973 年に最初の発掘がおこなわれ、その後 1974 年にボーリングを含めた分布調査がおこなわれた。そしてこの分布調査を基に、1975 年には 20 基余りの墓葬が発掘されたのである。本稿で取り上げる 168 号墓もこのとき調査されている。

鳳凰山墓地はいくつかの支群に分かれるが、168 号墓は 167 号墓・169 号墓とともに独立した支群を形成しており、出土遺物からもほぼ同時期と考えられている。1975 年の調査の概要は同年の『文物』第 9 期上に簡報として報告されたが、報告者は 168 号墓の被葬者が男性で、169 号墓が女性であったことから、この 2 基の墓葬を夫婦並列墓と考えている。

168 号墓には本来墳丘があったようであるが、調査時にはすでに削平されていた。墓坑には墓道が付設されている。墓坑は墓口で長さ 6.5m、幅 4.8m、墓底で長さ 5.4m、幅 3.8m を計り、やや墓口の方が大きくなっている。深さは 8.4m あり、墓底に槨室が造られていた。墓道は墓坑の東側にあるが、地表の開口部は未発掘で、墓坑接続部から 3.5m (平面長) のみが調査されている。この部分では上幅が 3.0m、下幅が 2.05m を計る。墓坑に接続する部分では長さ 2.4m の平場ができています。

填土は墓葬上部の 1.5m が五花土、その下の厚さ 5.26m が青灰色泥土 (青灰泥)、更にその下部から墓底までの 1.9m が粒子の細かい青灰色粘土 (青膏泥) である。青灰色粘土は槨室全体を覆っており、槨室上部から 0.14m の高さまで達していた。

槨室は墓底の横方向に軸木を置き、その上に置かれていた。大きさは長さ 4.62m、幅 3.17m、高さ 2.19m を計る。槨室内部は木棺を安置した棺室と副葬品を置く頭箱・辺箱に分かれている。この棺室と頭箱・辺箱の間は梁と木版で仕切られているが、仕切り板には門扉が設けられており、通り抜けが可能になっている<sup>3)</sup>。辺箱と頭箱の上部には梁があり区切られているが、梁の下に仕切り板などはなく、両者はつながっている。また辺箱西側にも梁があるが、この下にも仕切り板はなく、事実上辺箱も区分されていない。

木棺は外棺と内棺からなっている。外棺は内側・外側共に黒漆が塗られており、長さ 2.56m、幅 0.97m、高さ 1.02m を計る。埋葬時には直径 1.0~1.2cm の荒縄で縛り、さらにアンペラがかけられていた。内棺も内側・外側共に黒漆が塗られていた。大きさは長さ 2.23m、幅 0.76m、高さ 0.71m を計る。埋葬

時にはやはり荒縄で縛られ、密閉度は高かった。内棺内の被葬者はほぼ完璧な状態で保存されており、60才前後の男性と鑑定されている。

槨室は長年水没していたようで、棺室内も浸水していた。そのため槨室・棺室内の遺物には原位置を保っていないものがある可能性もある。

この墓葬の年代は、出土遺物から前漢前期と考えられた。さらに詳細については後述するが、埋葬時に書かれたと考えられる木牘には「十三年五月庚申・・」との紀年があった。前漢前期の年代で13年の紀年を持つのは、文帝のみであることから、鳳凰山168号墓の埋葬年代は文帝13年、即ち紀元前167年と推定されている。

以上が鳳凰山168号墓の概略である。つぎに副葬品の出土状況とその内容について見てみたい。

## 2 副葬品の内容と出土状況

副葬品は墓道、墓坑、槨室、棺室から出土している。

墓道では墓坑接続部近くの平場から副葬品が出土している。平場の填土中からは完形の陶罐が出土している。また平場底から1.1mの壁面には高さ0.45~0.5m、幅0.75m、奥行0.3m前後の小竈が掘られており、中から竹筍が見ついている。また墓坑東北隅からは陶盆2点が、東南隅からは鶏骨が出土している(第1図2)。

槨室からは飲食器・食品、衣料品・装身具、生活用具、俑、その他が出土している。以下それぞれの内容について見てみたい(第2図)。

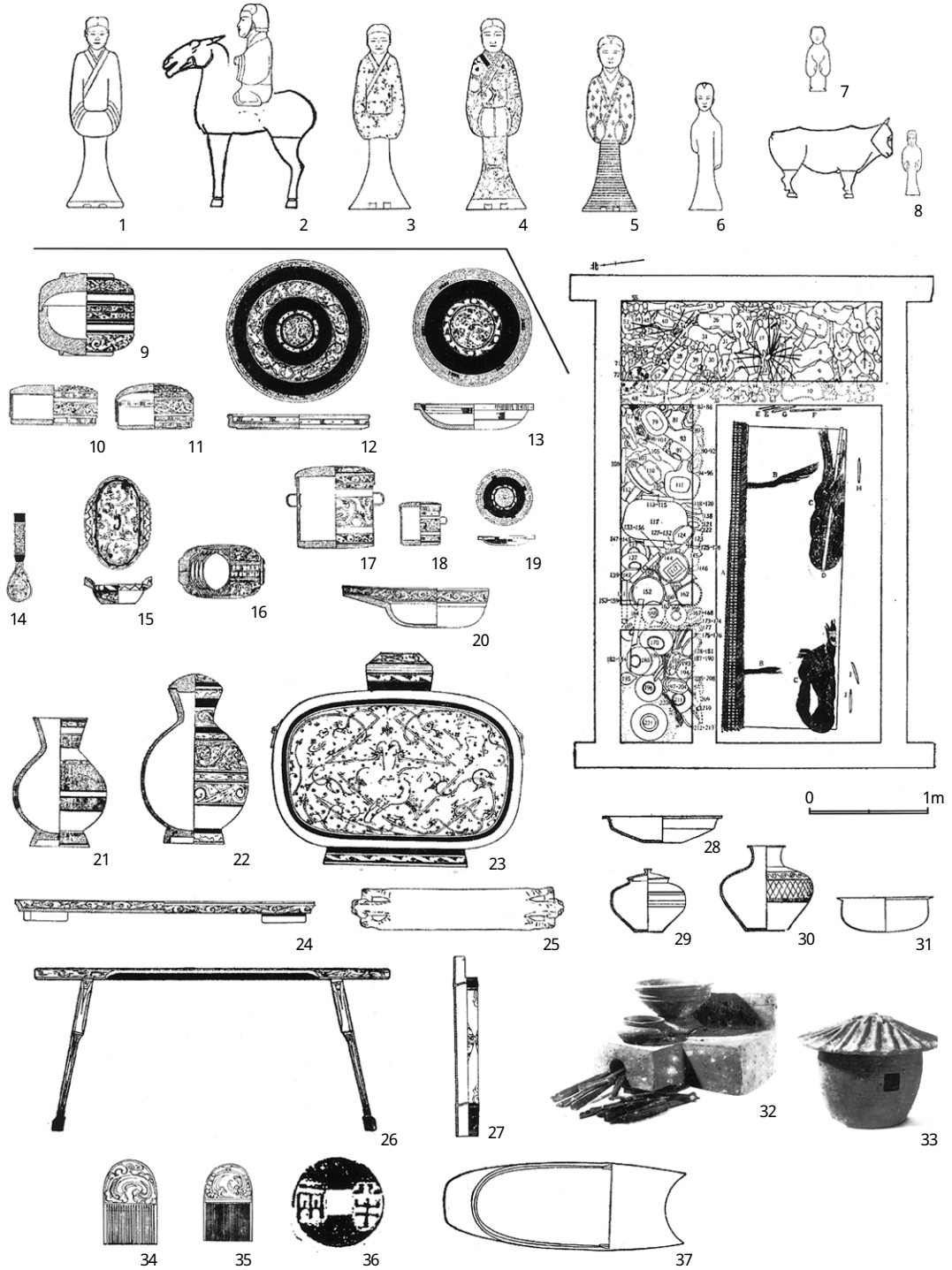
### (1) 飲食器・食品

飲食器には漆木器、陶器、青銅器がある。機能から煮沸器、供膳器、貯蔵器に分けられる。

煮沸器では青銅器の盆が出土している<sup>4)</sup>(31)。

供膳器は主に漆器である。供膳器は盛食器と盛酒器に分かれる。盛食器の器種としては盒(9)、円盤(12・13)、方平盤(24)、盛酒器の器種としては耳杯(15)、匜(20)、卮(17・18)がある。このうち方平盤には牛骨と鶏骨などが盛られていた。大型卮には小型卮と小型の円盤が入れられており(17~19)、やや小型の耳杯を入れた耳杯盒(16)と共に、持ち運び用の可能性もある。こ

鳳凰山 168 号墓からみた前漢初の葬制



第 2 図 遺物出土状況（遺物縮尺不同）

の他関連する器物として、箸と箸入れ、食物を盛り分ける勺（14）、几（26）などがある。

貯蔵器には漆器、竹器、陶器がある。器種としては漆器の壺（21・22）、偏壺（23）、圓奩（11）、楕円奩（10）、竹器の竹筒、竹籠、陶器には盆（28）、長頸罐（30）、短頸罐（29）がある。竹筒は5点が出土し、なかには牛骨や鶏骨が入っていたもの、粟が入っていたものがあり、肉類や穀物を入れて副葬したと考えられる。また竹筒には、肉醬、啓醬、苦酒、塩といった墨書があり、これらの調味料が入れられていたと考えられる（27）。

## （2）衣料品・装身具

衣類はいずれも棺内から出土し、ほとんどは死者と共に内棺から見つかっている。内棺から出土したものには麻衣、麻裙、麻靴、麻靴下があり、絹や錦などの衣類の断片も見つかっている。外棺からは紗冠、絹靴（37）が出土した。

装身具では帯鉤、筭、玉璧が出土している。帯鉤は外棺から、筭は竹に布を巻いたもので、死者の頭部付近から出土。玉璧も内棺から出土している。

## （3）生活用具

生活用具のうち槨室からは文房具、化粧具が出土している。

文房具は竹筒にまとめて入れられていた。出土したものは硯、砥石、筆筒と筆、墨、環頭刀子、空白の木牘、算籌、天秤と錘などがある。またこの竹筒には半両銭 101 枚も入っていた（36）。化粧具は漆円奩にまとめて入れられており、櫛（35）、すき櫛（34）、鏡、篋などが出土した。

この他、外棺から木杖が、内棺の死者の口中からは「夔」の字を彫った玉印が出土している。玉印の「夔」は死者の氏名と考えられる。

## （4）俑

俑は槨室から出土している。本稿での俑とは副葬のための人物や器物の模型という意味であり、種類としては器物と人物がセットとなったもの（車馬俑・騎馬俑・船俑・牛車俑）、単独の俑（人物俑・器物俑・動物俑）がある。

### （a）人物と器物のセットの俑

車馬俑は車とそれを引く馬、さらに御者からなり、報告では異なる構成の2点が出土したとされる。その1点は轅が1本で、馬が4頭、御者が1人のもの。

いま 1 点は、轅が 2 本で、馬が 2 頭、御者が 1 人のものである。騎馬俑は馬と騎手からなり、それぞれ 4 点ずつが出土している（2）。船俑は船とその漕手からなる。船は組み立て式。漕手俑は 5 点が出土している（7）。牛車俑は牛車と牛飼 1 点からなっている（8）。

(b) 人物俑

単独の人物俑は 34 点が出土している。内訳は佩剣男子俑 4 点（1）、袖手女子俑 10 点（3・4）、持物女子俑 3 点（5）、持農具奴婢俑のうち男子用 6 点（6）、女子俑 11 点である。

(c) 器物俑・動物俑

器物俑では甑を備えた竈（32）と穀物倉（33）が出土しており、いずれも厨房に関係したものである。陶倉からは粟が出土している。動物俑では犬が 3 点出土している。

(5) その他

槨室から漆双頭虎形器（25）、漆 T 形器、銅書形器座、木辟邪、木牘、竹簡などが出土している。このうち漆双頭虎形器、漆 T 形器は用途不明。木辟邪は板に簡単な抉りをいれた人間形をしており、15 点が出土している。木牘は地上の丞から地下の丞への連絡といった法律文書の形式をとっている。竹簡は遣策である。

以上が鳳凰山 168 号墓の副葬品である。出土状況を見ると被葬者の衣類や装身具が棺室から出土する以外は、いずれも槨室から見つかっている。槨室では頭箱に器物以外の俑が、辺箱にその他の器物が置かれている。ただし辺箱でも竈や倉といった器物俑や陶器は東側底部にまとめて置かれていた。

次にこれら出土品と遣策に記載された器物の比較をおこなってみたい。

## 4 遣策と副葬品の対比

遣策は一般的には副葬品のリストと定義されている。報告では遣策に記載されている器物と副葬品の比較と比定がおこなわれている。ここでは報告書の比定に基づき、器物をその性格から（a）飲食器、（b）食品、（c）衣料品・装身具、（d）生活用品、（e）俑、に分類して、それぞれの内容についてみてゆ

きたい。

a . 飲食器

飲食器に分類できるのは以下の器物である。

(1) 盛

遣策簡には「卵盛三合(簡11)」「大盛三合(簡12)」の記載があり、報告では漆盒に比定されている。出土した盒には大きさにより大型のA型(遺物番号168:211・168:116・168:211)(以下遺物番号は墓葬番号の「168」を省略した番号のみで表記する)、小型のB型(110・137・196)の2型式が設定されており、A式が「大盛(簡12)」, B型「卵盛(簡11)」と考えられる。出土数はそれぞれ3点ずつであり、遣策の記載と一致している

(2) 検

遣策簡には「大脯検一合(簡13)」「小鶏検一合(簡15)」「卵小検一合(簡16)」「大車検一合(簡17)」の記載があり、報告では漆奩に比定されている。奩には円形のものと同楕円形のものがある。このうち遺物番号273の楕円形奩からは肉を刺した竹串が出土しており、これが簡13の「大脯検」に比定されている。また楕円形奩のうち変形鳥文が描かれている160が簡15の「小鶏検」に、やや小型の171が簡16の「卵小検」に、大型の円形奩の149は簡17の「大車検」に比定されている。

(3) 杆

遣策簡には「杆八枚(簡18)」とあり、出土品の漆盃(97・144・161・165・170・185・186)がこれに比定されている。

(4) 平盤

遣策簡には「方平盤一(簡19)」「小盛脯平盤二(簡20)」とある。このうち簡19の方平盤は244の漆方平盤に、簡20の小平盤は円盤A型(109・152)に比定されている。

(5) 卑遞

遣策簡には「食大卑遞二隻(簡24)」「尺卑遞五隻(簡22)」「八寸卑遞三隻(簡23)」「会(絵)卑遞一隻(簡21)」とある。これら「卑遞」は漆円盤B型に比定されている。円盤B型は主に大きさから、直径27cm前後の大型、22cm前後の中型、18cm前後の小型、13cm前後の最小型に分けられている。このうち簡22では「尺卑遞」と記述があり、漢代の1尺が22.5cmであることが



ら、この尺卑匱は中型(147・148・150・155~159・173・174)に比定されている。同様に簡23の「八寸卑匱」は漢尺の八寸=18cmから、小型(183・184187~190)に比定される。残りの卑匱のうち簡24の「食大卑匱」は大型(172・182・153)に、簡21の「会卑匱」は最小型にそれぞれ比定されている。

#### (6) 踵・壺

遣策簡では「大踵(鍾)一(簡25)」「大壺一隻(簡26)」「小壺一隻(簡27)」とあり、いずれも壺型の器物と考えられる。壺型の出土品には漆壺があり、器面の文様から壺A型、壺B型に分けられている。このうち壺B型は1点のみの出土であるが(177)、壺A型は3点が出土しており、うち2点が器高39cmでやや大きく(81・93)、残り1点が器高33cmとやや小さい(145)。このため遣策の大壺は壺A型の大型品、壺B型は壺A型の小型品、大踵は壺B型に比定されている。

#### (7) 柶

遣策簡には「大五斗柶(簡30)」「二斗柶(簡29)」「一斗柶(簡28)」とある。柶は漆偏壺に比定されている。偏壺には大型(177)、中型(157)、小型(163)があり、それぞれ大五斗柶、二斗柶、一斗柶にあたりと考えられる。

#### (8) 后

遣策簡には「二斗后一合(簡36)」「醬后一合(簡37)」「傳蘇后一合(簡38)」とある。この后は出土した漆后に比定されている。出土した后には大型1点(138)と小型1点(138-1)があり、大型后の中に小型后が入っていた。報告では大型后を簡36の「二斗后」に、小型后は簡37の「醬后」に比定しており、ここでは報告に従う<sup>5)</sup>。

#### (9) 角單

遣策簡には「角單一隻、金足(簡39)」とある。この角單は銅小蹄足をつけた漆樽(224)に比定されている。

#### (10) 杯・欽柯

遣策簡には「黒杯卅(簡31)」「画杯卅(簡32)」「魚杯卅枚(簡33)」「欽柯四隻(簡34)」「具器一合、杯十枚、有囊(簡35)」とある。杯は出土品では漆耳杯に、欽柯は大型の耳杯に比定される。漆耳杯は以下のように分類されている；

A型：大型で長さ21cmを超える。文様が描かれる。10点出土。文様などからさらに三分される。

三魚文杯：内外を黒漆で塗る。内面には三匹の魚文を描く。(175・176)

鳳凰紋杯：内外を黒漆で塗る。内面に変形鳳凰紋を描く。(178～181・191・194)

大画杯：内面を朱漆で、外面を黒漆で塗る。口縁内に変形鳥文、口縁外及び耳部には幾何学文を描く。(191・192)

B型：内側は朱漆、外側には黒漆が塗られる。B型はさらに長さ17cm前後で、耳部に文様が描かれるタイプ30点と、耳杯盒からまとまって出土し、長さ13cm前後、口縁及び耳部に文様を描くタイプの10点に分けられる。

C型：長さ15cm前後で、内面を朱漆で、外面を黒漆で塗る。耳部及び口縁外に文様を、胴部外面に魚文を描く。20点出土

D類：長さ19cm前後。内面を朱漆で、外面を黒漆で塗るが、文様は描かれない。30点出土

以上の耳杯のうち、簡35の「具器と杯十枚」は耳杯盒とB類の小型タイプに比定されている。簡31の「黒杯」はD類、簡32の「画杯」はB類の大型タイプと、簡34の「魚杯」はC類とそれぞれ特徴・枚数共に一致している。大型の杯である「欽柯」はA類に比定されている。

(11) 柶

遣策簡に「柶一(簡40)」とあり、出土品の漆匱(111)に比定されている。

(12) 坐案

遣策簡に「坐案一(簡42)」とあり、漆几(254)に比定されている。

b. 食品

食品と考えられるのは以下のものである。

(1) 月=筍

遣策に「月=筍一合(簡61)」とある。これは牛骨や鶏卵が入っていた竹筍220に比定されている。

(2) 脯六串

遣策簡に「脯六串(簡63)」とある。肉を刺したと考えられる串は円奩(273)または竹筍(273)から出土しており、このいずれかを指したものと考えられる。

(3) 大食囊

遣策簡に「大食囊二（簡 49）」とある。食物を入れた袋と考えられるが、該当するものは出土していない。腐食したものと考えられる。

(4) 大米囊

遣策簡に「大米囊七（簡 50）」とある。穀物を入れた袋と考えられるが、該当するものは出土していない。腐食したものと考えられる。

(5) 簍

遣策簡に「簍十二枚（簡 62）」とある。竹筒を指しており、調味料などを入れた竹筒（58～67・78・80）に比定されている。出土数も一致している。

c. 衣料品・装身具

衣料品・装身具に分類できるのは以下の器物である。

(1) 冠

遣策簡に「冠二枚，在棺中（簡 53）」とある。内棺・外棺の間から冠二点が出土しており（286・287）、遣策の記述と一致している。

(2) 絲履

遣策簡に「絲履一兩，在棺中（簡 55）」とある。外棺底部から絹靴 2 点（283・284）が出土している。

(3) 素履

遣策簡には「素履二兩，在棺中（簡 56）」とある。麻靴が死体足部から出土している（296）。

(4) 𦘔履

遣策簡には「𦘔履一兩（簡 52）」とある。靴の出土点数は 2 点で、それぞれ絲履・素履に比定されている。従って𦘔履に該当する遺物は出土しておらず、腐食したものと考えられる。

(5) 侵

遣策簡に「糸 = 侵各一（簡 51）」とある。「侵」は「綰」であり糸の意味とされる。出土品に該当するものがなく、腐食したものと考えられる。

(6) 旁囊

遣策簡に「旁囊一（簡 47）」とある。旁囊は腰に付ける袋とされる。出土品に該当するものがなく、腐食したものと考えられる。

(7) 秀囊

遣策簡に「小秀囊八（簡 46）」とある。秀囊は刺繍した袋と考えられる。出

土品に該当するものはなく、腐食したものと考えられる。

d．生活用具

生活用具に分類されるのは、以下の器物である。

(1) 鏡

遣策簡に「鏡一，有検（簡14）」とある。鏡は鏡に比定されている。出土した鏡は漆奩（123）にいれられて出土しており、遣策の記述と一致している。

(2) 杼

遣策簡に「木杼一（簡43）」とある。杼は櫛に比定されている。櫛は二点出土している（74・123-1）

(3) 杖

遣策簡に「杖一，在棺中（簡54）」とある。外棺の蓋上から木杖（285）が出土しており、遣策の記載と一致している。

(4) 扇

遣策簡には「扇二（簡57）」とある。扇は竹製のものが2点出土しており（222・223）、遣策の記載と一致している。

(5) 祝・錦茵

遣策簡に「祝 = 祝 = ，錦茵各（簡44）」とある。「祝」は木製の打楽器、「茵」は茵に通じ、敷物である。いずれも出土品に該当するものがなく、腐食したものと考えられる。

(6) 延席

遣策簡に「延席一（簡58）」とある。出土品に該当するものはなく、腐食したものと考えられる。

(7) 計筭

遣策簡に「計筭一合（簡59）」とある。計量器具をいれた竹筭と考えられ、秤などが入っていた竹筭（245）に比定されている。

(8) 錢

遣策簡に「錢四貫（簡65）」とある。出土した四銖半兩錢（245）に比定されている。

(9) 溲土

遣策簡に「溲土二（簡66）」とある。溲土は祭祀に用いる土を入れた袋状のものと考えられるが、該当するものは出土していない。袋が腐食し、崩壊した

ものと考えられる。

e . 俑

遣策簡で俑についての記載は以下の通りである。

(1) 安車

遣策簡に「案車一乗，馬四匹，有蓋，御一人，大奴（簡1）」とあり，蓋付の安車一両にそれを引く馬4頭，男性の御者1名がまとまって記載されている。これに該当する安車1点（15），馬4点（7～10），男子御者俑1点（21）が出土している。

(2) 輶車

遣策簡に「輶車一乗，蓋一，馬二匹，御一人，大奴（簡2）」とあり，蓋付の輶車一両にそれを引く馬2頭，男性の御者1名がまとまって記載されている。これに該当する輶車1点（34），馬2点（31・32），男子御者俑1点（40）がまとまって出土している。

(3) 従馬男子四人

遣策簡に「从馬男子四人，大奴（簡3）」とあり，騎馬俑に比定されている。騎馬俑の馬と騎乗の男子俑からなり，それぞれ4点ずつ出土している（男子俑：3・4・23・30，馬俑：5・6・26・29）。

(4) 令史・謁者

遣策簡に「令史二人，大奴（簡4）」「謁者一人，大奴（簡5）」とある。この令史・謁者はいずれも佩剣の男子俑（1・2・14・17）に比定されている。

(5) 美人女子十人

遣策簡に「美人女子十人，大婢（簡6）」とある。この美人女子は10点出土している袖手女子俑（11・12・28・29・42・46・51・77・105・237）に比定されている。

(6) 養女子四人

遣策簡に「養女子四人，大婢（簡7）」とある。この養女子は3点出土している持物女子俑（18・25・68）に比定されている。

(7) 田者男女各四人

遣策簡に「田者男女各四人，大奴大婢各四人（簡8）」とある。これは持農具男女俑に比定されている（男子俑：13・45・53・54・107，女子俑：19・20・33・36・37・47～50・52・76）。

(8) 牛車

遺策簡に「牛車一兩，豎一人，大奴（簡9）」とある。これは牛車1両に，男性牛飼い1人を意味している。これに該当する牛車俑1点（44）と牛1点（43），牛御者俑1点（56）が出土している。

以上の遺策は個別の俑についての記載であるが，この他に俑の合計を記した以下のような簡も出土している。

「＝凡車二乗，馬十匹，人卅一，船一艘（簡10）」

冒頭の「＝」は記号であり，以下総計として車二乗，馬十匹，人三十一人，船一艘とある。このうち船はこの遺策簡のみに記載がある。出土品としては船と漕手5点の俑がある（船70，漕手35・55・71～73）。

なお以上の俑を記載した遺策では，人物には「大奴」「大婢」とあり，いずれも奴婢として位置づけられていたことがわかる。

以上が遺策の記載と出土遺物の比較である。報告ではこの他に遺策に記載されていない器物もまとめられている。この報告をもとに，出土器と遺策上の記載の有無で分け機能別にまとめると第1表のようになる。

分類	出土品，記載共に有り	出土品有り，記載無し	出土品無し，出土品有り
飲食器・食品	漆盒・漆奩・漆仔・漆平盤・漆円盤・漆壺・漆偏壺・漆卮・漆樽・漆耳杯・漆匜・漆几・竹筥（220・273）・竹筒	銅銅・陶罐・陶壺・陶盆・漆匙・木匙・竹箸入	大食囊・大米囊
衣料品・装身具	冠・絹靴・麻靴	麻衣・麻裙・麻靴下・銅帶鉤・玉璧・竹笄	鬘履・侵（糸）・旁囊・繡囊
生活用具	鏡・木櫛・扇・計量器具・杖・錢	玉印・木篋	祝・錦因・延席・溲土
俑	安車セット・軺車セット・騎馬俑・男子俑・袖手女子俑・持物女子俑・持農具男女俑・牛車セット・船セット	犬俑・片俑・陶倉・陶竈	
その他		漆双頭虎形器，漆T形器，銅・形器座，木僻邪，木牘，竹簡	

第1表 出土品と遺策の記載との比較

この表から大多数の副葬品が遺策に記載されていることがわかる。記載がないものとしては、被葬者が身につけていたもの、槨室に置かれていた竈・倉明器と土器といった厨房用具、辟邪俑、さらに数点の生活用品である。

以上の検討を基にして、次に鳳凰山 168 号墓にみられる葬制を検討してみたい。

## 5 鳳凰山一六八号墓の葬制

まず墓葬が前漢時代前期にどう認識されていたかを確認しておきたい。この点については、鳳凰山 168 号墓から出土した木牘の記述が参考になる。その内容は以下の通りである。

十三年五月庚申。江陵丞敢告地下丞市陽五夫 = 爨自言。與大奴良等廿八人，大婢益等十八人，輜車二乘，牛車一輛，騶馬四匹，駟馬二匹，騎馬四匹。可令吏以從事。敢告主。

十三年五月庚申。江陵の丞敢えて地下の丞に市陽の五大夫爨の自言を告ぐ。大奴良等廿八人，大婢益等十八人，輜車二乘，牛車一輛，騶馬四匹，駟馬二匹，騎馬四匹と與もにす。吏をして以て事に従がわせしむべし。敢えて主に告ぐ<sup>6)</sup>。

この木牘は、市陽里の五大夫であった爨が、大奴良らと共に地下世界へと向かうという申し立てをしたので、その事を江陵の丞が地下の丞に通達したものであり、地下の「主」にこのことを伝え、地下の役人たちに手続きをするように要請する、といった内容である。ただし実際の江陵県の丞がこの文章を書いたわけではなく、法律文書の形式を利用しただけだと考えられている。

この資料から、埋葬により被葬者が地上の世界から地下の世界へと居所を移すと考えられていたことがわかる。つまり墓葬とは単なる死者の埋葬施設ではなく、被葬者の死後の住居としての性格も備えていたのである。鳳凰山 168 号墓の槨室と棺室の間に門扉が設けられたのは、槨室を住居の部屋に見立てていたためと考えられる。また副葬品の中に厨房を意味する竈や穀物倉庫の俑が入れられていたことも、墓葬が死者の地下での居所として考えられていたことを暗示している。

以上のことが認められるのであれば、副葬品は、地下に居所を移した被葬者が使うことを想定して、墓葬を造営し埋葬をおこなった人々（以下「造営者」と呼ぶ）が墓葬に入れたことになる。つまり副葬された器物は、造営者によって地下の生活で必要だと考えられていたものに他ならないのである。

次に副葬品のリストとしての遣策の性格を考えてみたい。この点について鳳凰山漢墓の遣策の検討をおこなった佐原康夫氏が示唆に富む指摘をされている<sup>7)</sup>。

佐原氏は遣策を死者が死後の世界へと持ち込む家財道具のリストだと規定する。そして 168 号墓出土俑を検討し、実際に出土した俑の数が、遣策の合計数とは一致しないにもかかわらず、木牘の合計数とは一致することに注目し、先に遣策が作られ、その後埋葬のより近い時期に木牘が書かれたとされた。また遣策簡の下方に墨で縦方向の印がつけられていることから、あらかじめ作られた遣策をチェックしながら埋葬をおこなった、と考えられたのである。

この佐原氏の遣策についての指摘は示唆に豊んでおり、これに従うならば、鳳凰山 168 号墓の遣策は埋葬時に作られた副葬品のリストではなく、副葬品を準備するために作られたリストということになる。

168 号墓出土の遣策を副葬品を準備するためのリストとするならば、副葬品がありながらも遣策に記載されない器物に関しては以下のような説明が可能であろう。まず被葬者が身につける衣服や装飾品については、いずれも埋葬時に整えられるものであり、それをあらかじめリスト化することが困難なため、遣策には記述されなかったと考えられる。また遣策が死後の世界へと持ち込むもののリストだとすると、墓葬の安全のための僻邪俑なども遣策に記載される可能性は少ないと考えられる。

ただし、厨房道具が記載されていない点については、依然として説明できない。この種の器物については、隣接する 167 号墓から出土した遣策には記載があり、副葬品にも含まれていた<sup>8)</sup>。また 168 号墓ではこれら厨房道具は辺箱下部にまとめて入れられており、埋葬の最終段階で急遽櫛室に運んだとも考えられない。従ってこれらの器物はあらかじめ準備されながらも、何らかの理由でその遣策が副葬されなかったとみなすのが、妥当であろう。

以上のことから、鳳凰山 168 号墓の造営者は、地下世界で被葬者が必要とする物品をあらかじめ周到に準備したうえで埋葬をおこなった、と考えられる。では鳳凰山 168 号墓の造営者が必要だと考えたのは、どのような器物であった



のであろうか。

前節までに検討したように、副葬品は(1)食器・食品、(2)俑、(3)生活用品、(4)衣類・装飾品に、遺策に記載された物品は(1)食器・食品、(2)俑、(3)生活用品に分類できた。ただし副葬品のうち(4)死者が身につけていた衣類や装飾品は副葬の準備リストである遺策には記載されていない。従って造営者が必要と考えて副葬したのは、(1)食器・食品、(2)俑、(3)生活用品、ということになる。

そこで次にそれぞれの副葬品の性格を考えてみたい。まず(1)食器・食品は、被葬者が地下世界でも食に困らないことを願って副葬されたと考えられる。(2)俑は被葬者が地下世界においても男女の奴婢により手厚く世話されるようにと置いて置かれたと推測される。また俑の中には男女の農夫俑もあることから、食料を供給することも望まれていたと考えられる。(3)の生活用品は、被葬者が生前の生活で使っていた器物をそのまま持ち込んだものであり、生前の生活がそのまま地下でも継続することを望んでのことと考えられる。例えば副葬品の中には天秤などの事務用品一式があり、遺策にも記載があることから、死者が生前使っていた道具をそのまま墓葬に入れたと考えられる。また半両銭も出土しており、これも遺策に記載されていることから、死者が地下でも金銭に困らないようにとの配慮によると考えられる。

つまり鳳凰山 168 号墓の造営者たちは、被葬者が地下世界で、食に困らず、奴婢の世話を受け、地上世界の生活をそのまま続けられることを望んで副葬品を準備したのである。それは墓葬自体にも敷衍することができ、被葬者の地下での安寧な生活を願って墓葬は造営されたのであろう<sup>9)</sup>。

## おわりに

以上鳳凰山 168 号墓を手がかりに、前漢時代前期墓葬の性格を考えてきた。

鳳凰山 168 号墓を被葬者の地下世界での居所と考えた造営者たちは、地下での生活のために食器や食料、身の回りの世話をする奴婢、生前と同じ身近な生活用品などが必要だと考え、その準備のために遺策を作成したのである。

ところで食器と食料・奴婢・生活用具を中心とした前漢時代前半の遺策や副葬品のあり方は、戦国時代の副葬品や遺策と共通する部分がある反面、違いもある。もっとも大きな違いは、青銅礼器やそれを模倣した陶礼器の有無である。

戦国時代の遣策を検討した胡雅麗は、遣策には必ず礼器に関する記載があることを指摘しており<sup>10)</sup>、実際の副葬品でも鳳凰山 168 号墓クラスの墓葬であれば、礼器の副葬は一般的であった。しかし今回検討した鳳凰山 168 号墓には礼器の記載はなく、青銅礼器や模倣陶礼器も出土していない。先秦時代において礼器が被葬者の社会的身分の表現と関連するものであるとするならば、それが副葬品・遣策から消えることは無視できない意味を持つのであるが、この問題についてはいずれ稿を改めて論じてみたい。

(本研究は平成 18 年度基盤研究 C「長江中上流域における秦漢帝国による地域統合の研究」(研究代表者小澤正人)による研究成果の一部である。)

- 1) 鳳凰山 168 号墓の報告は以下のものがある。  
紀南城鳳凰山一六八号漢墓発掘整理組「湖北江陵鳳凰山一六八号漢墓発掘簡報」(『文物』1975 年第 9 期)  
湖北省西漢古屍研究小組編 武忠弼主編『江陵鳳凰山一六八号墓西漢古屍研究』(1982 年 文物出版社 北京)  
湖北省文物考古研究所「江陵鳳凰山一六八号漢墓」(『考古学報』1993 年第 4 期)
- 2) 鳳凰山 168 号墓についての論文には以下のものがある。  
「関于鳳凰山一六八号漢墓座談紀要」(『文物』1975 年第 9 期)  
鐘志成「江陵鳳凰山一六八号漢墓出土一套套文書工具」(『文物』1975 年第 9 期)  
黄盛璋「関于鳳凰山一六八号漢墓の幾個問題」(『考古』1977 年第 1 期)  
佐原康夫「江陵鳳凰山漢簡再考」(『東洋史研究』第 61 卷第 3 号 2004 年)
- 3) この楚墓に設けられる門扉については黄晓芬氏が言及されている。  
黄晓芬『中国古代葬制の伝統と変革』(2000 年 勉誠社 東京)
- 4) 林日奈夫はこの種の盆は煮沸器の可能性があると指摘している。  
林日奈夫『漢代の文物』(京都大学人文科学研究所) 229
- 5) この部分は本文 (p 477) と表があわないが、ここでは本文に従う。
- 6) 文中にある「自言」については初山明氏が検討されている。  
初山明『中国古代訴訟制度の研究』(2006 年 京都大学学術出版会 京都)
- 7) 佐原康夫「江陵鳳凰山漢簡再考」(『東洋史研究』第 61 卷第 3 号 2002 年)
- 8) 鳳凰山 167 号墓発掘整理小組「江陵鳳凰山一六七号漢墓発掘簡報」(『文物』1976 年第 10 期)
- 9) 漢代死者に対する考え方については小南一郎氏によるものがある。  
小南一郎「漢代の祖霊観念」(『東方学報』(京都) 第 66 回 1994 年)
- 10) 胡雅麗「楚簡の遣策に見える葬器制度について」(早稲田大学 21 世紀 COE・東北大学 オープンリサーチセンター共催国際シンポジウム「楚墓の発掘と楚文化の地域性」での発表)